

[保険税の軽減制度について]

●世帯の所得区分に応じた保険税の軽減制度

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得金額等に応じて課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額、平等割額が軽減されます。

軽減を受けるための特別な手続きは必要ありませんが、世帯主（※擬制世帯主を含む）及び国保加入者全員が申告（市県民税の申告、確定申告のほか、会社等からの給与支払い報告書、公的年金支払報告書等が提出されている場合を含みます）を済ませている世帯に適用されます。

※擬制世帯主とは…国保以外の健康保険（国保組合を含む）に加入している世帯主

令和5年度分以降 (毎年1月～12月の世帯の総所得額)	令和6年度分以降 (毎年1月～12月の世帯の総所得額)	軽減対象	軽減割合
世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	均等割額 平等割額	7割軽減
世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+29万×被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+ <u>29万5千円</u> ×被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		5割軽減
世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+53万5千円×被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯主と被保険者の所得金額の合計が ・43万円+ <u>54万5千円</u> ×被保険者数+ 10万円×(給与所得者等の数-1)以下		2割軽減

※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者のうち、給与所得もしくは年金所得がある人の数です。

(例) 世帯内の被保険者のうち、給与所得のある人が3名いる場合の7割軽減基準額

$$43万円 + 10万円 \times (3名 - 1) = 43万円 + 20万円 = 63万円$$

この場合、被保険者全員の総所得金額が63万円以下であれば7割軽減が適用されます。

※被保険者数には特定同一世帯所属者を含みます。特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、以後継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。